

中央区期間限定型保育事業利用申請書

申請日	年 月 日
-----	-------

(宛先) 期間限定型保育事業実施事業者

申請者 (保護者)

住 所	〒 中央区		
ふりがな		電 話	(保護者①) () (保護者②) () (自宅) ()
氏 名			<input type="checkbox"/> 主な連絡先 <input type="checkbox"/> 主な連絡先

次のとおり、中央区期間限定型保育事業の利用を申請します。

対象児童

氏 名	ふりがな	令和 年 月 日生 (歳)

家族の状況 (申請者も記入してください。家族以外で同居している方も記入してください。)

氏 名	対象児童との続柄	生年月日	就労先・学校・幼稚園・保育所等の名称
1		年 月 日	
2		年 月 日	
3		年 月 日	
4		年 月 日	
5		年 月 日	
6		年 月 日	

希望保育園をご記入ください。

希 望 園 名	第1希望
	第2希望
	第3希望
	第4希望
	第5希望
	第6希望

確 認 書

1	期間限定型保育事業実施事業者に提出された本事業の利用に係る書類の内容については、中央区福祉事務所長に情報提供します。
2	1歳児クラスのための1年間利用可能な園を希望する場合、本事業の利用期間は令和6年6月1日から令和7年3月31日までです。令和7年4月1日以降は本事業の利用を継続できません。
3	2歳児クラスまでの2年間利用可能な園を希望する場合、本事業の利用期間は令和6年6月1日から令和8年3月31日までです。令和8年4月1日以降は本事業の利用を継続できません。
4	本事業の利用条件を満たさなくなった場合には、年度の途中でも利用の継続ができません。
5	対象児童の条件に合致していないにもかかわらず申請したことが判明した場合、事業の利用の可否の決定前であれば事業の利用対象といたしません。また、内定後判明した場合は内定を取り消します。
6	本事業の利用が内定した場合でも、面談等の結果、利用できない場合があります。
7	理由にかかわらず2カ月を超えて保育園を休む場合は、利用の決定を取り消します。また、登園が1度もなくても保育料は毎月かかります。
8	区の区域外に転出した場合、本事業の利用は転出した日の属する月の末日までとなります。
9	月の途中の退園でも、1カ月分の保育料はかかります。
10	利用料を滞納した場合や保育所でのルール等を守らない場合は、利用の決定を取り消します。

年 月 日

上記の事項について、全て確認しました。

世帯主 氏名 _____

※ 世帯主の氏名は自署してください。